

2016年度 中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法学部	身分	教授
氏名	曲田統		
NAME			

1. 研究課題

（和文）教唆犯の本質に関する研究

（英文）

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

教唆犯の法定刑は、現行刑法典上、正犯の法定刑に同じであることから、教唆犯は、犯罪の実行者たる正犯に匹敵する不法を有している場合に限って成立するものと考えなければならない。この視座から、教唆犯の本質について考察を進めており、2017年度は、「共同正犯」との相違に着眼して研究を進めた。共同正犯は、教唆犯と同じく、複数人が関与者となる犯行形態であるが、規定条文が異なり、当然法的扱いも異なる。しかし、行為の性質の実態としてはかなり類似する面もある。そうしたことから、教唆犯の本質について検討するには、共同正犯との異同について精査することが不可欠となる。こうした視点から、同年度においては、共同正犯の本質について立ち入った検討を行った。

考察を進めた結果、共同正犯の本質については、団体的共犯論たる共同意思主体説が展開してきた基本思想に立脚して把握することが妥当であること、しかし、共同正犯の成立要件論のレベルにおいては、従来の共同意思主体説に修正を加え、新たな提案をすべきである、との考えに達した。特に、今日的な社会心理学の知見を前提に、集団の特性を踏まえた共同正犯論でなければならないという主張を展開するに至ったものである。

以上のように、2017年度において、共同正犯に関する研究を進めることができたことで、教唆犯の本質・成立要件に関する自身の考え方についても改めて検証することができたと考えている。今後は、共同正犯・教唆犯・幫助犯という広義の共犯の全体を見通し、研究を纏めることが目標となる。

（英文）